

平成31年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成31年3月5日（火曜日）

◎出席議員（12名）

1番	熊澤芳潔君	2番	□原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	7番	田利正文君
8番	高道洋子君	9番	高橋健一君
10番	星孝道君	11番	高橋秀樹君
12番	井脇昌美君	13番	吉田敏男君

◎欠席議員（1名）

6番 前田秀夫君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 沼田聡君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 4 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 4 ＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜ P 5 ＞
- 日程第 4 請願第 3 号 足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する事の請願書（議会運営委員会）＜ P 5 ＞
- 日程第 5 行政報告（町長）＜ P 5 ＞
- 日程第 6 報告第 5 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜ P 6 ＞
- 日程第 7 議案第 13 号 公平委員会委員の選任について＜ P 7 ＞
- 日程第 8 議案第 14 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜ P 7 ～ P 8 ＞
- 日程第 9 議案第 15 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 10 議案第 16 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 11 議案第 17 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 12 議案第 18 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 13 議案第 19 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 14 議案第 20 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 15 議案第 21 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 16 議案第 22 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 17 議案第 23 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 18 議案第 24 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 19 議案第 25 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 20 議案第 26 号 農業委員会委員の任命について＜ P 8 ～ P 12 ＞
- 日程第 21 議案第 27 号 町道路線の認定について＜ P 12 ～ P 13 ＞
- 日程第 22 議案第 28 号 町道路線の変更について＜ P 13 ～ P 14 ＞
- 日程第 23 議案第 29 号 町道路線の廃止について＜ P 14 ～ P 15 ＞
- 日程第 24 議案第 30 号 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例＜ P 15 ～ P 16 ＞
- 日程第 25 議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例＜ P 16 ～ P 17 ＞
- 日程第 26 議案第 32 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜ P 17 ～ P 18 ＞
- 日程第 27 議案第 33 号 足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例＜ P 18 ＞
- 日程第 28 議案第 34 号 足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例＜ P 18 ～ P 19 ＞
- 日程第 29 議案第 35 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例＜ P 19 ～ P 20 ＞
- 日程第 30 議案第 36 号 足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例＜ P 20 ～ P 21 ＞
- 日程第 31 議案第 37 号 足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条

例＜P 2 1～P 2 2＞
日程第 3 2 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書＜P 2 2＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番前田秀夫君は欠席であります。

ただいまから、平成31年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名議

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番高橋秀樹君、12番井脇昌美君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 □原深雪君。

○議会運営委員会委員長（□原深雪君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、3月5日から3月18日までの14日間とし、このうち、6日から12日までと15日から17日までの計10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、3月5日は、初めに議長の諸般の報告を行います。

次に、12月4日に議会運営委員会へ付託されました請願第3号についての審査報告を受け審議を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第5号の報告を受けます。

次に、議案第13号から議案第37号まで

を即決で審議いたします。

次に、意見書案第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とします。

13日は一般質問などを行います。

14日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第38号から議案第46号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第47号から議案第56号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、6日から12日までの7日間と15日から17日の計10日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月7日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 請願第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 □原深雪君。

○議会運営委員会委員長（□原深雪君） ただいまより委員会審査報告をいたします。

1、事件名。請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関することの請願。

2、審査の経過。委員会開催日1月18日。

3、決定とその理由。決定、不採択。

理由、空き地における雑草等については各自治会においても大変な御苦勞をされていることは理解するが、行政としての個人の財産である土地に関して罰則を定める条例の制定は、民事不介入の観点から現状では困難であり、現行の足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の範囲内で環境美化に努めるよう、粘り強く促していくことが現状の限界点であると考えます。

本町においては、今後空き家の対策を含めて、それぞれに時間をかけ整理する必要があるが、性急な条例の一部改正を求めることは不適當である。

4、少数意見の留保。足寄町議会総合条例第137号の規定による少数意見の留保はあ

りませんでした。

○議長（吉田敏男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は原案についての採決であります。

請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 起立はありません。

したがって、請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件は、不採択と決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町国民保護計画の一部変更について御報告をいたします。

足寄町国民保護計画は、いわゆる国民保護法と呼ばれる武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、平成19年に策定し、法律改正等に基づき現在まで数度の変更を行ってまいりましたが、このたび国民保護計画の基準となる国の国民保護に関する基本指針が変更されたことなどに伴い、足寄町国民保護計画の一部を変更いたしました。

変更内容につきましては、別紙の新旧対照表のとおりであります。NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練やさまざまな情報伝達手段を用いた訓練など、避難訓練の内容の例示、弾道ミサイル攻撃時の住民の適切な避難行動のために平素からJアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることの明記、組織改編に伴う環境省部局名称の変更となっております。

国際情勢が不安定な昨今において、我が国におきまして本国民保護計画による措置を行うことのないよう願うばかりですが、有事の際には被害等を最小限に食い止めなければならず、そのためには本国民保護計画に基づき、関係機関との連携を図りながら対処していく所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

次に、国民健康保険病院の診療体制についてでございます。

国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師内科4名、外科1名のほか、非常勤の派遣・出張医により診療を行っていますが、このほど地域の医師不足解消を目的として、平成20年度に北海道が創設した地域枠医師の配置決定がなされ、平成31年4月から新たに箱崎頌平医師が当院の常勤内科医として配置、着任されることとなりましたので御報告を申し上げます。

箱崎医師は、札幌医科大学医学部出身の28歳、医師免許取得後5年目となる地域枠医師第2期生であり、札幌医科大学研究生とし

て所属する傍ら、現在は帯広厚生病院に内科医師として勤務されております。

また、平成30年4月から月1回、第4日曜日を基本とする当直及び翌日午後3時までの外来診療について、帯広厚生病院からの派遣診療応援という形で、当院での診療を担っていただいております。患者さんにとってはなじみの医師でもあります。

配置される期間につきましては、基本的に1年間となっております。帯広厚生病院から当院への派遣診療応援につきましても継続される見込みとなっております。

前任の寺沢誠医長は本年3月末をもって離任されることとなりますが、箱崎医師の着任により、常勤医師が内科、外科合わせて引き続き5名体制となることで、現行の医療提供体制が維持されるとともに、今後におきましても、地域住民が24時間いつでも安心して暮らせるよう、安定的な診療体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

なお、関連する予算を今定例会に提案させていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます、国民健康保険病院の診療体制等についての御報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第5号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題いたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました、報告第5号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成30年11月23日から平成31年2月25日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請け負いは、2ページにございます別紙のとおり5件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第13号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第13号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案をさせていただく方は、足寄町西町7丁目3番地31。白沢嗣栄氏。昭和18年8月16日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成31年5月19日任期満了によるものでございます。

白沢氏の略歴、学歴、職歴等、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略とさせていただきます。

白沢氏、再任という形で考えてますので、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第13号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄町南6条4丁目54番地。遠國紀幸氏。昭和15年4月10日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成31年3月31日任期満了によるものでございます。

遠國氏につきましても、再度提案を、再度お願いいたしたく提案をするものでございます。

遠國氏の略歴、学歴、職歴、公職歴、団体歴等につきましては記載のとおりでございます。

すので、説明省略させていただきます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第15号から議案第26号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第15号農業委員会委員の任命についてから日程第20 議案第26号農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第15号農業委員会委員の任命についてから議案第26号農業委員会委員の任命についてまで、一括提案理由を御説明を申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第15号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条

第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方につきましては、足寄町鷲府56番地の8。鳥羽秀男氏。昭和36年10月5日生まれでございます。

鳥羽氏の経歴等につきましては、8ページの別紙一覧をごらんいただきたいというふうに思います。

次に、議案第16号農業委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方につきましては、足寄町郊南2丁目18番地7。齋藤陽敬氏。昭和28年7月28日生まれでございます。

齋藤氏の経歴等につきましても、8ページの別紙一覧をごらんいただきたいというふうに思います。

次に、議案第17号農業委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方につきましては、足寄町稲牛172番地の46。岡元義春氏。昭和34年4月25日生まれでございます。

岡元氏の経歴等につきましても、8ページの別紙一覧をごらんいただきたいというふうに思います。

次に、議案第18号農業委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方につきましては、足寄町上足寄169番地の8。石黒 彰氏。昭和41年10月22日生まれでございます。

石黒氏の経歴等につきましても、8ページ

の別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、6ページをお願いいたします。

議案第19号農業委員会委員の任命につ
いて、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町上利別
192番地の3。阿部 昇氏。昭和33年4
月15日生まれでございます。

阿部氏の経歴等につきましても、8ペー
ジの別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、議案第20号農業委員会委員の任命
について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町平和8
3番地4。遠國和宏氏。昭和39年6月15
日生まれでございます。

遠國氏の経歴等につきましても、8ペー
ジの別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、議案第21号農業委員会委員の任命
について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町螺湾2
41番地の6。荻原博佳氏。昭和29年1月
1日生まれでございます。

荻原氏の経歴等につきましても、8ペー
ジの別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、議案第22号農業委員会委員の任命
について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命

いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町大誉地
686番地の2。吉村進氏。昭和33年2月
18日生まれでございます。

吉村氏の経歴等につきましても、別紙8
ページの一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第23号農業委員会委員の任命につ
いて、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町芽登1
856番地。遠藤勇氏。昭和34年9月6日
生まれでございます。

遠藤氏の経歴等につきましては、8ペー
ジの別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、議案第24号農業委員会委員の任命
について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町南3条
1丁目43番地。□原武義氏。昭和21年1
0月15日生まれでございます。

□原氏の経歴等につきましても、8ペー
ジの別紙一覧をごらんいただきたいというふう
に思います。

次に、議案第25号農業委員会委員の任命
について、御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命
いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条
第1項の規定により、議会の同意を求めるも
のでございます。

提案する方につきましては、足寄町茂喜登
牛98番地4。吉川友二氏。昭和39年12

月22日生まれでございます。

吉川氏の経歴等につきましても、8ページの別紙一覧をごらんください。

次に、議案第26号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案する方につきましては、足寄町鷲府317番地の7。宮口孝治氏。昭和40年2月3日生まれでございます。

宮口氏の経歴等につきましても、8ページの別紙一覧をごらんいただきたいというふうに思います。

以上、12件でございますが、提案理由につきましては、平成31年3月31日をもっての現農業委員会委員任期満了によるものでございます。

以上で、議案第15号農業委員会委員の任命についてから議案第26号農業委員会委員の任命についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきますが、資料といたしまして8ページに一覧表をつけさせていただきますので、御参考にしていただきたいというふうに思います。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑及び採決につきましては、1件ずつ行います。

これから、議案第15号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第15号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

地方自治法第117条の規定によりまして、齋藤陽敬君の退席をお願いいたします。

これから、議案第16号農業委員会委員の任命についての件の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第16号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第16号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第17号農業委員会委員の任命についての件の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第17号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定

をいたしました。

これから、議案第18号農業委員会委員の任命についての件の質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第18号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第19号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第19号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第19号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第20号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第20号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第20号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第21号農業委員会委員の任命についての件の質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第21号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第21号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第22号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第22号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第22号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定

をいたしました。

これから、議案第23号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第23号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第23号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

地方自治法第117条の規定によりまして、□原深雪君の退席をお願いをいたします。

これから、議案第24号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第24号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第24号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第25号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第25号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第25号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第26号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第26号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第26号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第27号

○議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第27号町道路線の認定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第27号町道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路

線の認定をお願いするものでございます。

路線番号615号。路線名はるにれ通。起点位置につきましては、足寄町北1条4丁目86番地。終点位置につきましては、足寄町北2条4丁目84番地でございます。

認定の理由でございますが、はるにれ団地整備事業に伴いはるにれ団地東側に道路を新設したことから、今後町道として適正に維持管理を行うため認定をお願いするものでございます。

なお、10ページに新規路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号町道路線の認定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第27号町道路線の認定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 議案第28号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第28号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号106番、路線名花輪線ほか10路線の起点または終点の変更をお願いするものでございます。

路線ごとの変更につきましては、路線番号106番、路線名花輪線につきましては、道路改良に伴い起点位置の変更及び字地番の見直しにより変更を行うものでございます。

次に、路線番号283番、路線名里見が丘通及び路線番号286番、路線名郊南里見が丘1号通につきましては、地籍調査事業により現況地目及び道路敷地の変更に伴い路線の延伸による位置及び地番の変更を行うものでございます。

次に、路線番号307番、路線名6線線につきましては、当該路線にて地域開発がなされ道路として利用頻度が多くなることから、道路区域の延伸を行い、町道として維持管理をするため位置の変更を行うものでございます。

次に、路線番号428番、路線名下愛冠市街通及び路線番号559番、路線名下愛冠2丁日本通から路線番号572番、路線名下愛冠3丁目仲1号通の6路線につきましては、一般国道242号足寄町愛冠視距改良工事に伴い、位置及び地番の変更を行うものでございます。

次に、路線535番、路線名北3条通につきましては、道路改良に伴い、終点の位置及び字地番の変更を行うものでございます。

なお、12ページから18ページまでに、区域変更路線位置図を添付しておりますので、御参照を願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 14ページですけれども、実情を知らないでこういう質問もあれかと思えますけれども、本当にこの道路必要なのでしょうか。何だろう、ローソンがあるところを斜めにこう区切るというのですね。路線位置図③というやつ、14ページ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えを申し上げます。

もともとは国道として使っていたところなのですけれども、一応通り抜けがまだ可能ということで、現段階では廃止をせずそのまま変更という形で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 信号に近くてね、危険が伴うのではないかという思いがあったのですけれども、その辺は大丈夫ですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

中央分離帯等もついておりますので、信号に関しての心配は大丈夫かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

どうぞ。7番。

○7番（田利正文君） 17ページ、路線位置図の⑥ですか。

下愛冠の3丁目の2号通と1号通の国道までつながるのかな、これ。この山の部分、これ必要なかなという気がしたものですから。2本のところですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 下愛冠3丁目2号通と下愛冠3丁目1号通の関係ですよね。

まだ現在この道路につきましては、通り抜け等もできますし、循環していると、使えるというふうに考えておりますので、現在のところ町道として管理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

7番。

○7番（田利正文君） 国道ができ上がって上に住んでいる方のところの道路、この上の白い線がそうですよね。そうすると、下愛冠の会館あるところの横に区切る道路で切ってしまったほうが、除雪その他やる場合でも楽でいいのではないのかという気がするのですけれども、そうではないですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 今、上から来る道路と下の道路と切ったほうがいいのではないかという御質問だったのですけれども、3丁目2号通のほうからぐるりと循環アクセス道路という形でつながっておりますので、現状のまま、このままいきたいというふうに考えております。

御理解のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから、議案第28号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第28号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第

29号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第29号町道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、路線番号562番、路線名下愛冠2丁目連絡通の廃止をお願いするものでございます。

本路線は一般国道242号足寄町愛冠視距改良工事に伴い、下愛冠3丁目側が通行不能となったことから、廃止をお願いするものでございます。

なお、下愛冠2丁目側につきましては、議案第28号で下愛冠2丁目本通として区域変更をお願いをいたしました。

なお、20ページに路線廃止位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号町道路線の廃止についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第29号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第30号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第30号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第30号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院規則の改正により国家公務員に時間外勤務命令の上限時間が設けられたことから、これに準じた措置をするために改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加えるとしまして、第2項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めると規定いたします。

なお、規則においては、基本的には1カ月の時間外の上限を45時間、1年について3

60時間と規定いたします。

附則において、施行日を平成31年4月1日からとしております。

21ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第30号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、これに準じて改正するものでございます。

法律等の改正に準じた改正でございますので、改正条文の詳細な説明は省略させていただきますが、改正の主な内容は、第2条の育児休業をすることができない職員に、短時間勤務の任期付職員などを加え、第2条の2育児休業をすることができない職員に養育里親である職員を加え、第3条の再度の育児休業ができる特別の事情に要件を追加し、第4条の育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に、保育所への入所がかなわなかった場合などを追加したことなどのほか、字句、用語の改正も行われております。

また、改正条例第2条においては、平成32年度から始まります会計年度任用職員制度への対応に必要な改正を行っております。

附則において、この条例の第1条の規定は平成31年4月1日から施行することとし、第2条の規定は平成32年4月1日から施行することとしております。

なお、25ページから31ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号

○議長(吉田敏男君) 日程第26 議案第32号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第32号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、日額の報酬を受ける特別職の報酬支給期限の改正と前回第4回定例会において改正した改正内容に一部不備があり、従前支給していた十勝管内で宿泊した場合の宿泊料が支給できない改正内容となってしまうことから、これを支給できることに改めるものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び

費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中、「翌月の5日まで」を「職務従事後」に改める。

これは日額の報酬を受ける特別職の報酬支給期限を改めるものでございます。

別表第4備考中、乙地方とは町内を除くその他の地域の次に、「日当に限り」を加える。

これは別表に定める項目のうち、帯広市及び十勝総合振興局管内に旅行する場合に支給しない項目を日当に限り、他の項目については支給できることとするものでございます。

附則において、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

33ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

なお、今回の改正につきましては、一部に前回改正時の改正条文の不備を原因とするものがございます。今後におきましては、改正条文の精査に十分な注意を払い、今後このようなことのないように努めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号足寄町特別職の職

員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第32号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第33号

○議長(吉田敏男君) 日程第27 議案第33号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第33号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、前回第4回定例会において改正した改正内容に一部不備があり、従前支給していた十勝管内で宿泊した場合の宿泊料が支給できない改正内容となってしまうことから、これを支給できるように改めるものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考中、乙地方とは町内を除くその他の地域の次に、「日当に限り」を加える。

これは別表に定める項目のうち、帯広市及び十勝総合振興局管内に旅行する場合に支給しない項目を日当に限り、ほかの項目については支給することとするものでござい

ます。

附則において、施行日を平成31年4月1日からとしております。

35ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

なお、今回の改正につきましては、一部に前回改正時の改正条文の不備を原因とするものがございます。今後におきましては、改正条文の精査に十分な注意を払い、今後このようなことのないように努めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第33号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第34号

○議長（吉田敏男君） 日程第28 議案第34号足寄町足寄土地計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第34号足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例。

足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例は廃止する。

廃止の理由でございますが、足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計につきましては、精算事務の一部を残し事業を完了したことから、特別会計の廃止をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年3月31日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号足寄町足寄都市計

画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第34号足寄町足寄土地計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号

○議長（吉田敏男君） 日程第29 議案第35号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第35号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、足寄簡易水道事業喜登牛地区において、現在施設の老朽化により水の供給が困難となり、隣接する芽登営農用水道からの余剰水により水の供給を行っております。

また、現在給水している人口についても大幅に減少している状況であること、及び施設の改築更新については多額の費用がかかることなどから、水の供給については現状のまま芽登営農用水道からの供給とし、簡易水道事業における給水区域、給水人口並びに給水量において、喜登牛地区について該当となる部分を削除し変更するための改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

足寄町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中、給水区域におきまして「、喜登牛の一部」を削り、同号イ中、給水人口におきまして「1,260人」を「980人」に改め、同号ウ中、給水量におきまして「331立方メートル」を「289立方メートル」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、37ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第35号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

○議長（吉田敏男君） 日程第30 議案第36号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正

する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第36号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、先ほど議案第35号で提案させていただきました、足寄町水道事業条例の一部を改正する条例と同様に、足寄町簡易水道設置条例におきましても、喜登牛地区について該当となる部分を削除し、変更するための改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

足寄町簡易水道設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中、給水区域におきまして「、喜登牛の一部」を削り、同号イ中、給水人口におきまして「1,260人」を「980人」に改め、同号ウ中、給水量におきまして「331立方メートル」を「289立方メートル」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、38ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第36号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第37号

○議長(吉田敏男君) 日程第31 議案第37号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第37号足寄町水道布設工事監督員の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、学校教育法及び水道法施行規則の改正に準じて、足寄町水道布設工事監督員の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町水道布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び

資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中、「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第6号の「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中、「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中、「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第4号中、「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期日程(以下この号において「専門職大学前期課程」と言う。)を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

なお、40ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第37号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第32 意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることをしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月13日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時41分 散会